



# 悪質商法から高齢者を守る！

## 高齢者が狙われています

## 点検商法の屋根工事



事例

- ① 近所で工事をしていると、業者があいさつに来て「屋根瓦がずれているので、5千円で修理してあげる。」と言われ依頼した。その後、屋根の状態を撮影した写真を見せて「このままでは雨漏りする。全体の補修工事をした方がよい。」と言うので80万円で契約してしまった。翌日、解約したいと思い連絡したら、業者は「もう準備を始めているから解約は無理だ。」と言う。
- ② 訪問してきた業者に簡単な屋根工事を頼んだ。「ついでに点検したら、漆喰がはがれていた」「雨どいを交換した方がいい」などと次々と工事を勧められ、合計200万円も掛かってしまった。後で建築士に見てもらったら「不必要な工事だ」と言われた。



アドバイス

- ◇ 家屋の修繕工事は、高額になりがちです。契約を急がず、複数の業者から見積もりを取って、内容を確認してから契約しましょう。
- ◇ 訪問販売で契約した場合、たとえ工事が済んでしまっても、8日以内であればクーリング・オフが可能です。業者に解約できないと言われても、あきらめてはいけません。
- ◇ クーリング・オフ期間を過ぎていても、解約できる場合がありますので、消費生活センターに相談しましょう。

## 被害にあわないために！

- 訪ねてきた業者を安易に家へ入れない！
- 断っても業者が帰らなければ、警察に通報するか消費生活センターに相談を！  
(断った後の再勧誘は禁止されています)



わからぬことは、センターに聞いてね。

### 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

\* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)